

第五十五条及び第五十六条 削除

金利の脱法行為)の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)とする。この場合において、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第九条の規定は、適用しない。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第五十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第四号中「第五条第三項」を「第五条第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段」に改め、「(高金利受領等)」の下に「、第五条の二第一項後段(高保証料受領等)若しくは第五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段(保証料がある場合の高金利受領等)」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、「第八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

別表第二十九号中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。

(調整規定)

第五十六条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日が証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)附則第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、組織的犯罪処罰法別表第二十

九号の改正規定中「別表第二十九号」とあるのは、「別表第二十九号」とする。